

第 11 回 川崎市総合計画策定検討委員会 議事録

日 時 平成 16 年 6 月 29 日 (火) 午後 18 時 05 分 ~ 午後 20 時 40 分

場 所 いさご会館 第 6・7 会議室

出席者 委員 大西委員、辻委員、三浦委員、村田委員、柳川委員、柴田委員、内海委員、中村ノーマン市民委員、伊中市民委員
阿部市長、東山副市長、鈴木副市長、砂田総務局長、糊澤財政局長、高阪市民局長、菅原市民局人権・男女共同参画室長、井野健康福祉局長、磯野健康福祉局総務部長、山形健康福祉局長寿社会部長、河野教育長、市川教育委員会事務局参事・企画課長

事務局 北條総合企画局長、三浦企画部長、木場田政策部長、瀧峠企画調整課長、伊藤企画調整課主幹、鈴木企画調整課主幹

議 題 1 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり
2 人を育て心を育むまちづくり
3 その他

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 20 名

議事

瀧峠企画調整課長

それでは、ただいまから第 11 回総合計画策定検討委員会を始めさせていただきたいと存じます。

議事に入ります前に、若干の事務連絡をさせていただきます。まず、本日の会議につき

ましては、私ども川崎市も夏の省エネ対策ということで、ノーネクタイ、ノー上着ということでやらせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それから、本日の会議も公開ということでさせていただいております、傍聴の方、それからマスコミの方が入られますので、よろしく願いいたします。また、会議録の作成ということで委託してございますので、速記業者の方、それから、お席の前にはマイクを置かせていただいておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

それから、本日の会議につきましては、加藤三郎委員、それから加藤仁美委員、島田雅彦委員から所用によりご欠席ということでご連絡をいただいております。

また、総合計画の市民会議からは、中村委員、それから伊中委員が少し遅れているようですが、ご出席をいただいております。

それから、本日のテーマにあわせまして、市の方からも関係の職員の同席をさせていただいておりますのでご紹介をさせていただきます。まず、市民局の高坂局長でございます。同じく市民局人権・男女共同参画室の菅原室長でございます。次に健康福祉局の井野局長。同じく健康福祉局総務部磯野部長。次に教育委員会の河野教育長でございます。同じく教育委員会事務局企画課の市川課長でございます。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思いますが、まず資料の1でございますが、幸せな暮らしを共に支えるまちづくりという、左上に表題がございますけれども、1枚物の資料でございます。それから、その関連の資料が資料の2でございます。そのまちづくりの関連の資料でございます。それが7枚ほどございまして、資料の3が、人を育て心を育むまちづくりというタイトルがついていますが、同じく1枚物の資料と、資料の4が、その関連の参考の資料でございます。また、参考資料として、市の方で川崎市の教育プランの策定を今進めているところでございますが、このブルーの冊子になっております、教育プランの中間報告の概要版をおつけしてございます。それと、毎回お出しをさせていただいておりますが、一番最後に総合計画の中間報告の基本目標と基本政策の関係図というA3の1枚物の資料をつけさせていただきます。資料等はよろしゅうございましょうか。

それでは、事務連絡は以上でございますので、進行の方、委員長さんよろしく願いいたします。

大西委員長

それでは、きょうは第11回であります。最初に議事録関係ですが、お手元に第9回の議事録、これは修正済みのものであります。修正を求められた委員の方は修正箇所がきちんと修正されているかどうかご確認をいただいて、今日の会議終了までに、もし修正等で間違いがあればお申し出いただきたいと思います。もしなければ、公開の手続をこれについては進めてまいりたいと思います。第10回の会議録の修正については、7月9日金曜日までに修正等がありましたら事務局へお伝えいただきたいと思います。7月14日の市民会議との合同会議でその修正済みものを配付するという手順にしたいと思いますので、これについてもよろしく願いいたします。ちなみに今は第8回の議事録までが公開されているということになるのですか、ホームページに。

瀧崎企画調整課長

はい。

大西委員長

それでは、本日の議事に入ります。議題は、主題でございますように、中間報告で示された基本政策の枠組みのうちで、幸せな暮らしを共に支えるまちづくりと、人を育て心を育むまちづくり、日本語は難しいですね、同じ漢字で育てと育むと読み分けなければいけない。なかなか外国人には理解できない、ご議論いただく予定であります。

初めに、幸せな暮らしを共に支えるまちづくりについてご議論していただきたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

井野健康福祉局長

資料1，資料2について説明

大西委員長

どうもありがとうございました。この点について、三浦先生が専門分野ですので、ご発言いただきたいと思うのですが、その前に、今報告していただいたのは、現在の川崎市のこの分野の施策と何がどういうふうに違うのか。それを少し整理して局長の方でコメントしていただけると理解しやすいと思うのです。

井野健康福祉局長

全く極端から極端にくるというわけではございません。例えば、自助・共助・公助の仕組みを育てると言いましても、既に介護保険制度が導入されてからは、企業とかNPOとか、参画しておりますので、そういう点では、既に公助だけのシステムではなくて、多様な供給主体が参入してきておりますが、それをさらに促進するために行政としてどのような、例えば市民団体とか、NPO等に対してどのような支援ができるかという仕組みをさらに今後進めていく必要があるだろう。それから、基本的な点で、例えば施設から在宅へ、施設から地域へといった場合、高齢者の場合ですと、依然として特別養護老人ホーム等は2,500名等の待機者が現に希望があるわけです。しかし、この希望者すべてをこの二、三年で特別養護老人ホームをつくって入所をしていただくということがもし不可能だとすれば、地域で在宅にいながらにして、特別養護老人ホームに入っていると同じような処遇とか、生活を保障するためにはどうするかというような点については今後、先ほど言いました施設と在宅の間の居住系サービス、これをどのように展開していけば特別養護老人ホームと同じような内容で在宅生活が可能になるのかなということができると思います。

それからもう1つ、従来ですと、先ほども川崎市の障害者施策ですと、障害者施策、高齢者施策、児童施策、個別計画でやっておりました。個別計画で、しかも全市一本の計画だったわけですが、今回、初めて15年度に地域福祉計画をつくった際に、全市一本ではなくて、各区ごとの計画をつくったということと、地域福祉計画の考え方に高齢者、障害者、児童ではなくて、地域で生活するすべての方が生活し続けられるような福祉計画をつくったわけです。しかし、それもまだつくったばかりですので、それを地域で、区を中心に地域でどのように展開していくかというのは今後の課題になってくるかなと。

それから、従来から中学校区、小学校区単位で支え合い、助け合いのネットワークをつくっていこうというような課題を提起してきましたが、今言ったような中身からも、今後この二、三年間で中学校区単位ぐらいの、そのような支え合い、助け合いのネットワークをどうつくり上げていくかが課題になってくるかなと。

大きく3つ、4つ、当面浮かぶところで、そのようなものが現在まだ完成していないというか、取り組みの途上であって、今後さらに充実させていくべき課題かなと考えております。

大西委員長

どうもありがとうございました。

では、三浦委員にご発言をいただけますでしょうか。

三浦委員

事前にちょっといろいろご相談を受けたりしたものですから、大分いろいろな考えが入っているようです。もうちょっと問題をはっきりさせるために、二、三感じたことを申し上げたいと思います。

その地域福祉の推進についての基本的な考え方ということで、背景と課題というのがまず入っております。その中で、その背景1はいいです。2のところの在来型の手法の転換というふうなことが出ております。個別計画による施策の展開の限界。行政のみ、個人のみに対応云々と出てきております。実は、今回のこちらの総合計画を考えていきますと、今は非常に福祉の方では、ある意味では大転換の時期なのです。その意味でいきますと、従来型の手法の延長線上、どこら辺までそれを描いていくのかということが大変問題になると思うのです。今、ご説明いただきましたのは、極めて現実的に言いましたね、現実的に施策を超えておりますから、それをいかに転換させるか非常に難しいという、そういう状況の中で精いっぱいのことに入り込んだというふうに思いますけれども、例えば、私、この中でも非常に気になっているのは、ちょっと先ほど言葉がふえたりしているのですけれども、一つはやっぱり従来の福祉というのは、やはりどうしても措置型ということで表現されていたり、公的責任でサービスの提供を図るという点で貫いてきたわけで、これが基礎構造改革、介護保険だとか基礎構造改革以降、大きな転換を遂げてきたということで、いわゆる措置型から契約型へと、ある意味ではサービス提供者とそれから利用者との間の対等な関係という、そういう方向へ転換を遂げてきたわけですがけれども、その方法自身はこれは決して間違いない方向だと思うし、ある意味では遅きに失したぐらいだと私は思っておるわけです。

ただ問題は、その場合の利用者側のサービスを選択し、そして決定をするという、その点は大変重要なことで、またそれを支援するための仕組みも必要ですけれども、問題は、それに対応する側の供給の側ですね、実はどういうふうな転換を遂げるかなと。ということで、先ほど公的な云々と言いましたけれども、むしろ、この福祉サービスの中の基本的な部分といいましょうか、大きな部分というのはどっちかということ民間でできるものは民間

にお任せするという、かなり思い切った発想が実は必要なだろうというふうに思うわけです。今まではかなり民間にできることも含めて行政が入り込むという傾向がなきにしもあらず、最も典型的な例が措置制度だったと思いますけれども、措置制度に限らずその点は非常に強いと思うのです。民間ができることは民間に任せて、そしてその民間でできないことをみんなで協働で支えろとか、それからさらに公的に支えろと。その考え方が必要だと思うのです。つまり、あっちこっち言うように、福祉は補足性の原理なのです。まず最初に自分でやるのだと。それを支えるために、みんなで支えるのだと。それができないことをここで支えるのだという、そういうふうな考え方があるわけですね。日本はちょっと逆だったわけですから、これを転換させる場合に、自分自身で問題を支えるためにも、そのためにはもっと民間の活力といいましょうか、民間に任せるものはどんどん任せるという、この線をもっと強く打ち出していく必要が実はあるのだろうというふうに思っているわけです。

その点でいきますと、ただ単に民間に任せるという言葉だけではなくして、その民間サービスができるような形の、それをどうやって促進するかと、出やすくするかということが非常に重要だと思うのです。そのために一方においては、公的な形の介護規制をできるだけ少なくするというふうなことで、地方と県庁の関係においては国の関与をできるだけ少なくするというふうな、分権化の動きが出ておるわけですがけれども、民間との関係でいきますと、公的な形の関与をできるだけ少なくして、民間自身にゆだねるといって、そういう全体的な考え方が必要なだろうと思うのです。

ただ、そう言うけれども、実は現実には介護保険の問題など、介護保険を見ていきますと、民間業者は随分ふえましたから。それと同時に一方においては、大変怪しげな事業者随分入ってきておることは事実なのです、これは。その辺のことも事実ですから、民間の参入をできるだけ、バリアをなくしてできるだけ多く参入させる。同時に、実はどうも介護だとか、障害者の支援制度の場合もそうですけれども、その場合には一般のマーケットの原理だけではどうもいかない部分が実はあるわけです。そこら辺のところをちゃんと整理をしていく。その上で民間の参入促進ということをもっと進めていく。そこを強く考えるべきではないのだろうかというふうな気がしているわけです。

私は、株式会社というのは必ずしも金もうけ一本ではないと思っておりますから。一つの事業を営む形態だと思っておりますから。例えば株式会社が福祉サービスの分野に参入することは十分あってしかるべきだというふうに思っているわけです。そのときに、

利潤の極大化の原理で動くのではなくして、やっぱり社会という使命を持って動くという分には全然差し支えないのであって、あるいは逆に言うと、民間の方がより効率的なことが随分あり得るわけです。だから、その辺のところではいきますと、一番右側の方に、地域福祉の推進の中で、民間利用者（企業・NPO）の支援の指導というのがありますから、ここら辺のところはもっと重視してしかるべきなのではないだろうかというふうな気がします。NPOについては、そういう動きが出ておりますけれども、一般の民間事業者などの参入ということについては、これはもう少し考えていいことではないかなということを考えています。これは決して川崎市だけでできるかどうか別としまして、先ほど特養の方でもちろん出ますけれども、特養はもう今後つくらないという国の方針だとは思いますが、特養などについてみると断固として株式会社を認めてなかったということがあります。これは規制緩和でしょっちゅう問題になっていた部分があるわけですね。本来で言えば構わないのだと思うのですよ。これは実は規制の緩和の引き方というのは、本当は社会福祉法人の利益を守るために言っているに過ぎないと私は思っているぐらい、もっとその辺のところでは民間の参入ということについては、もっと大胆にやらないと、何か従来型のものから転換できないのではないかなと。それを前提にしながら、実は民間事業者の参入の中における利用者の不利な面をどうやって守っていくかという姿勢が大変必要なのではないかというのが、全体を見た感じの問題であるわけです。それが一つと。

それから、もう一つの議論としまして、先ほど福祉のまちづくりの議論というのは、私は大変重要な議論だと思うのです。福祉はただ単に金食い虫はないと。福祉ということによりまして雇用の拡大であり、あるいは地域におけるビジネスを起こす、そういうふうな側面を持ってきておりますから、福祉というものについては決して金食い虫だけではないという、そういう側面から見るということは大変重要だと思いますけれども、その手法が全体にどう入ってきておるか、施策の中に。それが重要だなということを感じました。

それから、大きな問題から小さな問題までごちゃごちゃ申し上げる必要はありませんけれども、介護予防の重視は大変重要だと思います。これは決して高齢者だけではないと思います、この予防の問題は障害者問題を含めた、あるいは今の家庭内暴力だとか、いろいろな議論も出てきておりますけれども、こういったこともやはり予防という視点が非常に重大な意味を持ってくるのだと思うのです。それからもう一つは、予防の中において重度化を予防するということ。これは大変必要な議論で、パワーリハビリなどもその一種だと思いますけれども、重度化予防という形になりますれば、これは保健・福祉との連

携ということが叫ばれている中で、大変重視されるべきことだということで、ただ単に介護に陥らないではなくてして、もっと広い意味で予防をとらえるという意味では、ここに指摘されているのは大変重要なことだというふうに思っております。

それから、3ページのところで、いわゆる新しい時代にふさわしい多様な住まい方への支援に向けてというところで、従来の特養というのは雑居型の特養ですね、それが今、個室、ユニット型へと転換を図ってきておりますけれども、それすら実はどうも今の動きでいきますと、国の補助金削減、補助をつけないという動きすら出始めてきているわけで、逆に言うと特養だけではないと思います。これは障害者関係の施設において、この手の会議で解体の議論により、それから入所施設をとにかく全部在宅へ切りかえるという、そういう施設の革命が始まってきたのだと。本来ならば、これは基礎構造改革のときに実は論議をすべきことだったのですけれども、実は時間の関係でできなかったという部分が今になって出てきたのだと私は思っております。

その意味で、確かに特養の待機者はふえております。つまり特養しか行くところがないから。それからもう一つは、前は特養は社会的に必要な人が入ったわけですけれども、今度は本人の希望で入れますから、どんどん待機者がふえるのは当たり前なことだというふうに思っておりますけれども、こちらの方のふえ方に対して対応する側の方は、今まで特養しかなかったという。そうするともう特養の待機者はふえるのは当たり前だと思います。しかし、私、最近あちこちから、非難でもありませんけれども言われているのは、私、特養というのはいずれにせよ20世紀型の遺物だと思っていますよ。この種の非人間的なという怒られるかもしれないけれども、要するに一番基本はやっぱり住宅、住まいだと思っておりますよ。住まいをちゃんと用意をして、それにケアをどういうふうにくっつけるかと。それと生活の支援とどうくっつけるかと。その3つの組み合わせのことだと思っておりますね。初めからそのためにつくっていくということで、その中身はもっと自由といいましょうか、選択だとは、それは十分できてないというふうなことで、ご承知のとおりもうスウェーデンなどでは1970年代から、もうこれはつくらなくなっています。デンマークなどでは87年ですか、法律で禁止していますよね。これを20世紀にわたり追求するというのは、本来的にいうと筋から言えば、もうこれはやめるべきだと私は思っておるわけです。ただ、今、そうは言いましても、現在かわれるものがありませんから。そこで、そのために、これから待機者がふえてきておるし、多分全体的な意向としましては特養をつくれというふうな議論が出てきておるのだと思うのですけれども。

ですから、当面の間、どういうふうに緩和するかという、当面の問題についてのいわゆる対策というふうなことでありながら、基本的な流れというのは、やっぱり特養はつくらないのだと。特養ではない、それにこたえられるような施設をどうやって整備するかというふうな方向にしなくてはいけないだろうと。

ですから、お話があったように、従来の施設と在宅と、その中間による居住型、もうこの考え方は古いと私は思います。多分、厚生省もそういう考えは通用しないと彼らはわかっているはずですから。そうではなくして、それを全部ひっくりめましてもう一遍今みたいな形で住宅と、住まうという場所と、ケアと生活、この組み合わせ方はいろいろな組み合わせ方が実はあると思うのです。それを地域の中においてどうやって組み立てるかということが、これから重要な課題なのだと思うのですね。そのときに、例えばその施設が、先ほどちょっと出ていた特養の場合の、これはセミロングというのですか、……を……出てきたという、そういう議論がいろいろありましたけれども、そういうふうな形のものもあってもいいし、そこで特養という形の半永久的に入るのではなくして、もっとロングタームケアですから、長期間の間、利用するという施設はこれは当然あり得ると思います、これは。そのロングタイム・ケア・ファリシティというのは、そういう施設が望ましいのではなくして、それも今みたいなような場合の、必要な中の一つとして考えるべきだと。もっとそうではない形のものが今度は多様にあるのではないかと。

という意味でいきますと、当面の対策、微調整するだけではなしに、方向性を見定めていくなれば、実は特養との面については、当面の緊急避難的な意味の対応というふうなことぐらいのものにして、その次の問題を打ち出していく。多分これも次の新しい方向、出てくるとは思いますけれども、単体の施設に対する補助はもうやめると、施設整備は。そのかわり、それが地域のケアの中においてどういう位置を占めるかという形での、その施設を含めての助成にかわっていく。地域そのものの助成という。そんなふうに国の方向も変わるのではないかとこのように思いますので、その辺を考えると、この辺に出ている問題については当面はやむを得ないと思うけれども、これがずっと10年間の計画ができますと、10年間これをやるのではまずいなと。だからここでいうのは当面のことであり、将来につけてはもう少し次の見通しを出していいのではないかなというふうな気がしております、この辺は大変私、ラジカルに考えております。同じようなことは後ほどまた保育の問題で申し上げたいと思っていたところなのですが、そこら辺のところはもう少し整理をされてしかるべきではないかと思えます。

それから、障害者関係の方は、僕は、図はまさしくこれだと思いますけれども、それにちょっと関連して、障害者の方にもありましたように、この図の中でも特に就労支援の問題が大変重要だと思うのですね。この就労支援の問題も障害者の問題で出ているだけではなくして、先ほど生活保護の40億の話が出ておりましたね。生活保護を含め、実はいわば働くということが人間の基本的な特徴、生活なのだと、基本的にそれを必要なものだと。人間というのは働くことを抜きにして人間というのはあり得ないのだという、そういう発想がやっぱり基礎にあると思うのですね。ですから、障害を持っていても、障害の能力の上で働くということがあるし、それから例えば母子所帯の場合でも、これは保育の問題に関連しますけれども、やっぱりできるだけ働けるような条件をどうつくるかという、そういう姿勢だと思うのですね。いわゆる向こうで言うワークフェアという考え方、背景には、そういう考え方があると思うのです。ですから、その辺でもう少し障害対策の就労支援に限らず、この働くことについてはやはり福祉全体を新しくつくる形で少し位置づけられてもいいのだろうと。例えば、多分生活保護が増大してくるのは、いろいろな要因があると思いますけれども、そのかなり重要なことは雇用という、働くという問題と結びつく部分が非常に多いのではないかなという気がしますので、そこら辺もちょっと目配りとして一つありはしないだろうかというふうに思います。

ちょっと思いついたことをあれこれ申しましたけれども、一応、問題提起という形で。

大西委員長

それでは、ほかの委員の方、ご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

さっき、3ページのところで特養の待機者数という表があって、この人たちにこたえるこれまでのような格好で答えるのがいいかどうかということは疑問というか、転換を図っていくということで、これを見ると結構半年ごとにかなり数が変動していますよね。例えば15年の3月に2,800人いた人が、9月には700人程度減っているとか、また、400人ぐらいふえているという。

井野健康福祉局長

平成15年3月、2,814人から、平成15年9月が660人ぐらいですか、減っておりますが、これは申請をしている方たちに再度調査をかけまして、例えば病院に入られたとか、他の施設に入られたとか、あるいは転出なされたとか、そういう形で現実に特別

養護老人ホームの申請が実効的になくなった方たちを整理して、それで15年9月には700人近く少なくなったのですが、16年3月で2,589人ふえたのは、これはそれ以降、介護保険を申請して要介護度を2以上になりますと、希望する方は全員が特別養護老人ホームを希望してくるということがございますので、このような数字になっております。先ほど三浦委員の方からお話がありましたように、従前、措置制度のときは福祉事務所が調査をして内容を確認して家族状況とか本人の身体状況とか、総合的に判断して、この方は特別養護老人ホームに申請して入所するのが適当という形で、行政機関がある意味では内容を決定したのですが、今は介護保険制度ですから、選択ですから、本人が要介護度の一定以上のレベルにあれば希望できるということで、このような数字になってきているという状況もございます。

大西委員長

いかがでしょうか。現実問題として、例えば特養に入っておられる方が本人の状態が改善されて、入所している必要がなくなるという例はありうるのですか。ほとんどないと考えた方がいいのですか。

井野健康福祉局長

まれにはあるかもしれませんが。ほとんど稀有な例ですので、ほとんどの方は終の住み家になるかと思えます。

大西委員長

そうすると、サービスをご本人なり家族に対するサービスは余り落とさないで、しかし特養の数を減らすとか、入所者は減らすという、するためには代替の施設がどうしてもいるということになるのでしょうか。

井野健康福祉局長

それでは先ほどこの新たな時代にふさわしい多様な住まい方への支援に向けての一番下の括弧のところ、従来はどうしても一方では特別養護老人ホーム、一方では在宅と、二極的な分け方で考えていたのですが、今後は基本的には従来特別養護老人ホームに入っていた方たちでも在宅で生活することが基本なのだという、そのような発想から考えてい

った場合に、どのような取組が必要かということで、一つは、介護度の進行を予防すると、特別養護老人ホームに入るような介護度に進行させないようなプログラムと申しますか、サービスをどのように提供していくか。と同時に、現在、要介護度4とか3でも、それを2とか1に改善していくような、例えばそのような訓練とか、リハビリとかも含めまして、介護度を改善する、あるいは介護度を落とさない、そのようなサービスをこれからやっぱり充実していく必要があるだろうというのが1点と。

大西委員長

そういうことが提案されているということは、そういう先例が川崎市内にもあると考えていいのですね。ある程度裏づけがあって、可能だということで提案しているという。

健康福祉局長

これは、川崎市で今パワーリハビリという事業を実施しているのですが、ここで、今、2カ所で開催しているのですが、ここに参加している方たちの介護度が軽減されていくというような実例が現実にあります。そして、これは一つの推計なのですが、その方たちすべて介護度2とか3の方たちであっても、介護保険の給付費が削減されてきているとか、現実には介護度の進行予防ができる、あるいは介護度の状態を改善できるという実例が川崎の場合も出てきております。

大西委員長

いかがでしょうか。

辻副委員長

大きな政策の点で、特にここ数年来ずっと改革してきましたので、そういう意味ではさらに改革を進めるということになると思うのですけれども、前の総合計画の視点と比べると、やっぱり発想的には三浦先生が言われたように大きく変わると申すのですね。その大きく変わる方向をもうちょっと具体的に、私は4点手短にお伺いしたいと思うのですが、1点は、きょうグラフで提起していただきました5ページにあります。要介護度の中でもこの要介護1が伸びているのですよね。要介護1のものについて、これも5とか4はともかくとして、要介護とか要支援の1とか、要支援ですね。ここの部分について、今介護

保険の枠があるわけですが、川崎市としてこの部分について、将来独自で何か考えるなり、対策といいますか、考え方といいますか、ふえていくこの部分について、何かほかのそれより重いところと比べて、何か対策としてでき得るところがあるのか。それとも、市は市として通常の介護保険制度の中で対処していかざるを得ないのか。そのところをちょっとお伺いしたいというのが1点です。

それからもう一つ、今回、小規模にたくさん地域に拠点を持っていくということになってきますと、措置から契約が変わって、しかし、この高齢者の場合は必ずしも市場にする参加者として万全に能力を持っているとは限りませんので、第三者評価というのがやっぱり非常に重要になってくると思うのです。これ、国の方でもやっていますが、この第三者評価という点に関して、この長いスパンで川崎市は今後どういうように取り組みられていくのか、そのところをお伺いしたいと。

それから3番目は、大きな柱になっています生涯現役対策事業ですね。これは皆さん賛同されていていいと思うのですが、特に都市で生涯現役というのと、何か田舎なんかと比べると、いまいちイメージがわかったようでわからないと。なおかつ生涯現役で頑張っている人に対して、市が何をやるのかということがあると思うのです。事業として考えた場合、今後10年間でこの生涯現役対策事業として、本音で言うと市としてはどんなことが考えられるのかと。

それから最後の1点です。前回の計画に比べても、今回は問題提起として生活保護のことを出していただけたと思います。これは前回の計画から実質的には非常に大きい比重を占めていると思うのですが、正面からこういうことを取り上げていくのは非常にいいと思うのですが、問題提起のところは非常によくわかったのですが、具体的な方向性ですね。これも国の制度がありますので、独自で何か勝手にやるというわけにはいかないと思いますが、この10年間黙っていくと確かにどんどんふえていくと。これに対して、市としては今どういうような考えを持っておられるのかというところを、ちょっとお聞かせいただきたいのですが。

山形長寿社会部長

長寿社会部でございますけれども、要介護度の出現率の推移で、これをござらんいただきますと、要介護2から5までにつきましては、ほぼ並行で動いておりますので、実数としてはあまり伸びてはいないということですが、要支援と要介護1についてはおっしゃるよ

うに伸びております。この理由の大きな要素は、介護サービスが措置から契約に変わって自由に選べる、それから民間事業者の参入によりまして、基本的には介護の関係で福祉用具の利用というものが大分ふえてまいりました。そのために、要介護認定を受けて利用を進める、それはケアマネージャーも事業者もそれに対応して動いておりますけれども、果たしてそれが適切な理由なのかというところが今問題にはなっております。

したがって、自立を促すというのが介護保険の趣旨でございますので、その辺の趣旨を徹底するような形で、今、ケアマネージャーに対してもお話をしておりますし、また今ちょっとお話がありましたような実際に要介護度を下げよう、パワーリハビリもそうですし、転倒予防の事業であるとか、いろいろなものも入ってきております。ですので、その辺の具体的な対応としましては、その辺を中心に、やはり介護予防の中にも入りますので、取り入れて積極的にやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、第三者評価はちょっと別にしまして、生涯現役のお話でございますけれども、今、これからますます高齢者がふえておりまして、超高齢者社会と言われるような状態になってまいりますし、今のところ元気な高齢者は8割5分超えてございます。ですから、そういう方たちが実際に地域の中で、今度はどういう生活をしていっていただけるかということは、現役という言葉は就労の意味も少し含まれておりますけれども、実際には地域の中でいろいろな活動を活発にさせていただくという方向性を考えてございまして、そのための生涯現役支援センターであるとか、あるいはこれからはITの問題、情報化の問題もございまして、人と人とのつながりをどういろいろな手段で確保して行って、生きがいを持っていただくかというもの、全体を含めまして生涯現役という表現をさせていただきました。もう少し言葉としましては、シニア能力の開発みたいな話も出ておりますし、元気の出る施策ということで、絶対数がふえてまいりますので、この辺をやはり中心に大きな要素として取り上げていただかなければならないと考えてございます。

健康福祉局長

第三者評価事業案ですが、介護保険制度の中に第三者評価事業を組み込んでおりまして、とりわけグループホームについては先行的に評価事業を実施してきているところですが、今後は施設のみではなく在宅、さっきのグループホーム等も含めて第三者評価制度を定着させていくという格好の考え方かと思えます。

それと、別に本市では高齢者・障害者・児童、3部門で川崎市独自に第三者評価の定着

を図ろうということで、昨年度から準備をしまいいりまして、ことしの6月に全市的な第三者評価の委員会を立ち上げたところです。現在、各障害者、児童、高齢者ごとに本市の評価項目の検討に入っております、それを上半期で評価項目と決めて、下半期10月以降に、実際に例えば児童でしたら保育園、障害者だったら障害者の施設と選びまして、試行的にモデルの第三者評価事業を実施していく、そのような運びになっております。

それから生活保護なのですけれども、従前ですと生活保護はほとんどが昔でしたら国の機関委任事務ということで、自治体が関与する余地はないという、そのような考え方だったのですが、最近はそうは言いましても、年間40億ずつふえるということは10億自治体等の持ち出しがあるということもありまして、ただ単に傍観しているわけにはいかないということで、この中に生活保護というものを取り上げたところです。

どのような形で切り口としてやっていくかという点は大変難しいところですが、やはり一つは、生活保護の適正化、適正給付との問題、一般市民の方からも結構投書が多いのですね。適正な給付が行われているかどうかと、これにつきましては、各区役所の保健福祉センターと連携しながらやっぱり適正給付というような問題を一つ位置づけることと、先ほども出ましたように、これは高齢者、障害者のみならず、生活保護の問題もやっぱり就労が生活の基本であるという点から、就労支援のシステムをこれは川崎独自にどのように組み立てていくかということは今考えているところでございます。

大西委員長

ほかに、ありますか。

事務局の方でさっき三浦委員がおっしゃったように、民間にこの分野に参入してもらって、公的な特に施設の供給というのは極力押さえるのだと、そういうある意味でわかりやすい政策転換が必要ではないかというご意見です。これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

井野健康福祉局長

そのような観点から、先ほども特別養護老人ホームの場合にも従前のような形での施設建設の点はもうほぼあり得ないだろうということもありまして、いわゆる特別養護老人ホームに入らなくても在宅で地域で生活していく方策、システムを考えていくというようなことを作業を進めた点が1点。それから、現実に本市で今デイサービスは94カ所ぐらい

になってきたのですが、大半はもう民間ベースで、全く行政に無縁に進められてきております。

それからグループホーム、これももう20カ所近いのですが、この大半は民間主導で行われてきております。そういう点では、民間でやっていただく分野については基本的にもう行政の方が関与しないということで民間にやっていただく。そのような方向性はもう現実になってきております。

大西委員長

きょうもう一つ、議題がありますが、今の議題についてはよろしいでしょうか。また最後に、多分でもそう言っても、多分時間がなくなるので、もしご発言があれば今、よろしいですか。

それでは、議題の二つ目は、人を育て心を育むまちづくりということで、事務局から説明をしていただいて議論したいと思います。ちょっと時間が押しているので、短めにご説明をお願いしたいと思います。

井野健康福祉局長

それでは資料の4から入っていきたいのですけれども、具体的な内容に、ちょっと資料3の概要点はちょっと省きまして、具体的な内容等に資料4の…。

大西委員長

特に、これまでとどこを変えようとしているのかというあたりにスポットを当てて説明していただけると理解しやすいと思います。

井野健康福祉局長

資料4「次代を担う子どもの総合的な育成環境の整備」について説明

教育長

資料4の「地域に根ざし、開かれた、特色ある学校づくりへ向けた取組」、「学校の適正

規模、適正配置へ向けた取組」について説明

大西委員長

どうもありがとうございました。

それでは、これについては柴田委員に、特に後段の教育についてコメントをいただくということになっているようですが。

柴田委員

子育ての方も私ちょっと関心がありまして、今この地元にも携わっておりますけれども、大切な視点がやっぱり子育てするお母さん、親の方の視点に偏っていて、いつもいつも忘れられがちな、そこに育つ子どもたちの視点というのが、本当に子どもたちにとって望ましい支援をしているのだろうかという視点がいつも抜けているような気がするので、それを、それはわかってらっしゃるのでしょうけれども、子育て支援というときに育てる親の支援というよりも、育てられる子どもということの視点を忘れないでほしいといつも思います。

そちらについてはそのぐらいにいたしまして、教育の方ですけれども、人を育て心を育むまちづくりということですが、本当にまちづくりの基本、すべての基本は人づくりにあるだろうと思います。私はきょう市民の一人として市民税を納めてまいりましたけれども、本当に税というものがどう使われ、どう配分されるのかということを考えてときに、やっぱりもっと教育にきちんとお金をかけてほしいというのをいつも感じるわけなのです。

今現実には、市民市民というふうに市民とともに、市民とともにとおっしゃいますけれども、市民の意識というのがどのぐらいのものであろうかということ、これは自戒を込めて思うのですが、ある問題があったときに、何でだろうとか、苦情とか、不満とかという、要求をするということはよく出すのですが、今、この課題を解決のためにみずから何ができるのだろうか、何をすべきだろうかと考え方をする市民が余り育ってないと思うのですね。それと、行政の方は何か問題が起きるのが嫌だから、ぶきがいいということで、情報を余り公開しないで、昔ながらの知らしむべからずみたいな行政をやっている。そういう行政と市民との間には信頼というものが育たない。そういうとき、こういう土壌の中で、市民とともに市民とともにと言われることのむなしさをずっと何か感じているのです。

やはり人づくりということをきちっと考えていかなければならないだろうと思います。

やっぱり人をつくるということですから、きちっとものを考えられる人、それから判断し行動できる人、責任をとれる人、人権意識をきちっと持てる人、そういう人間をつかっていくということなのですが、ではだれがということが、どこへどうやってつくっていくことだと思えるのですけれども、今まで地域が悪いとか家庭が悪いとか、学校教育、学校がだめだとか、お互いに慨嘆して、お互いに責任転嫁している部分があるのですけれども、もはやそういう時期は過ぎて、どこかから手をつけなければしょうがないと、私、常に思っているわけです。そのときに、今ご説明がありましたように、学校ということに焦点を絞って、今ご説明がありましたけれども、学校を変えるということは一つの大切なキーになるのではないかと思います。市内に本当に今、180以上でしたか、公立の中高、その他の学校が満遍なくあります。この学校施設は今非常に閉鎖的に使われていますけれども、もっと大人も学ぶ場、大人も集う場、大人も交流する場、遊ぶ場というふうにかけていったらどうかと思うのです。かつての地域にありました鎮守の森とか、氏神様とか、その境内はみんなのものだったのですが、そういうようなものがないだろうか。それが一時、学校開放ということが叫ばれたときに、ちょうど池田小事件が起きまして、学校防犯ということで非常に閉鎖的になって、門を高くし、かぎをかけということがどんどん進んでしまったのですけれども、学校防犯を強化するということはそういうことなのだろうかという疑問がわきます。

たまたま私は今月の2日にオランダに、ちょっと息子の家を訪ねてまいりまして、ちょうどそこでブリティッシュスクールというところのお祭りに出会いました。すぐそばだったので行って見たのですけれども、そこでは全く学校が地域に本当に開放されているのですね。先ほどご説明ありました臨港中学もちょっといい例かもしれませんが、そこでは学区、ブリティッシュスクールですからいろいろな国籍の人が通っているわけですが、それぞれのお国の単位としまして、チームをつくって、そこでお父さんやお母さんのお国自慢のお料理をしたり衣装を展示したり、工芸品を展示したり、歌をうたったり、いろいろなことをして、お国ぶりで楽しんでいるわけですね。本当にお祭りなわけですね。たくさんの方が寝て食べたり、飲んだり、遊んだり、踊ったり、しゃべったりということをしていたわけですが、そのときにお料理も何がどうしなければいけないなんていう制限は全くなくて、インドなんていうのは全くのプロを連れてきてすばらしい料理をつくっている。その隣のスウェーデンか何かは本当にお母さんが手づくりして、非常に自由なわけですね。

そこで私もちょっとこれはどういうシステムでやっているのですかと聞いたのですけれども、学校がしていることというのは施設を開放して、机を貸して、水と電気を自由にさせている、あとは全部お父さんやお母さんに任せています。準備から後片づけから全部子供のお母さんたちがやっていますということでした。

施設も、本当に私も驚いたのですが、どの教室にだれが入ってもだれも怒らない、自由に見てください、ふだんの展示のまま置いてあるわけですね。そして体育館に行きましたら、ピアノはグランドピアノが置いてあって、それを子どもたちがピンポンピンポンたたいているのです。かつて私の感覚から言うと、学校開放なんていうと多分ピアノは隠しかぎをかけただろうと思うのです。隠してしまう。それなのに、子供たちが自由に遊んでいる、この伸びやかさは何だろうかと思ったわけです。それで、その近所の一緒にお食事した人に、日本では非常に防犯ということを考えるのだけれども、こういうところはどのようなのですかと言ったら、それはもちろん十分考えていますと、ふだんの日常では子供を帰すときに保護者との確認なんていうのは非常にちゃんとするし、門にかぎもかけていますと、ただ、きょうのような日は大人がたくさんいるじゃないですかと、大人の目が最大の防犯ですと言うわけです。大人の目が地域の大人が子供を見ているということ以上の防犯はないではないかということで、いろいろ話していて、どこか違うなと思いましたのは、子供は地域の子、社会の子という意識が非常に強いわけです。ですから、よその子だから関心がないということはない、学校も父兄、父母を信頼していますし、父母も学校を信頼している。相互の信頼があって、目標の共有があるという、こういう中に本当に伸びやかさ、子供をみんなで見守ろうという伸びやかさがあるのだなというふうに強く感じたわけです。

ですから、何か学校をそういう地域の中の子供を、次世代の子供を育てるというところの共有の目標を持って使うということになっていけばいいなと思いました。

それからもう一つ、大人の学習の場でもあってほしいと思います。それから、今、学校が変わるのが一番ではないかと申し上げましたけれども、学校が変わるというのは大変なことだろうと思います。学校ぐらい固い組織はないと私、今までの体験で思っているわけですが、先ほど教育長が裁量権の拡大というお話をなさいました。この裁量権拡大ということは本当にできたら、これはすばらしいだろうと思うのです。人事権、予算、それからいろいろなところまで全部地域のニーズにあわせて裁量できていったら、非常に学校は変わっていくのではないかと思います。今までみたいに護送船団式というのでしょうか、一

律の予算、一律の人事でずっと押していくのではなくて、それぞれのニーズにこたえてやっていくことが本当に支援できるならば学校は変わるだろうと思います。

私はたまたま、今、私立に勤めておりますけれども、本当に校長先生の存在というのは公立と私立ではこんなに違うかというくらい違うわけです。校長が変わるということで、校長の理念が変わって、校長がそれこそ職員を説得してこういうふうにとやろうと、みんなの力が育ったときに、非常に変わる力というのが大きいわけですね。

そういう何か、先ほど裁量権の中に校長という言葉が出てこなかったのですが、私はあえて校長にもうちょっと権限を与える、校長に裁量権を与える、今までのように3年任期でぐるぐる回すのではなくて、一つの事業をやり遂げるまで見守るくらいの裁量があってもいいのではないかと思います。それからもちろん外部人材を取り入れるということも含めて考えます。

先ほどプランして、比較をして評価するというのがありましたけれども、大概今までの支援というのは、比較をしたところで、もうそれは危ないからやめておけとか、それはこういう危険があるから避けた方がいい、そういうことをすると市民の反発をくうよという意味では、非常なこう、そこで大概つぶされかたのが新しい創造だったと思うのですね。ですから、まずプランをしたら何がやりたいのか、何をしたいのということをよく聞いて、そのために行政はではこういう支援ができるという提案をして、それからdoをする、実施する、そのときに失敗を恐れないという、本当に失敗は一度や二度あってもいいというくらいな度量の大きさがないと本当に変わらないのではないかと。教育という性格上、失敗は許されないという愚論もあるでしょうけれども、そういうことでいつも無難を無難無難ということをやっていたのでは学校は変わらないのではないかと、思い切った裁量権を渡すという態度が必要ではないかと思います。

それから、道徳教育ということが出ましたけれども、本当に道徳教育ということをして最近の子はどういうふうにか考えるのかということ。この辺も大きな問題だなと思いました。

それからもう一つ、学校の適正配置ということでしたけれども、これは大規模校の問題というのはよく今までも問題になっていましたけれども、今、小規模校というのが大きな問題だろうと思います。この間、長崎県の同級生殺人事件を起こした学校も小規模校で1クラスしかなかった。そうすると、固定した人間関係ができ上がっていく、あの子とあの子が密着していると、その子とその子の中でできた人間関係によって非常に評価され、自分を自己否定していくという人間関係があらわれ、それがだんだんつもり積もって怒り

になって憎しみになっていくという、非常に思春期の問題ですけれども、思春期はどんどんどんどん低年齢化していることを考えますと、小学校の中でも小クラスの問題ということを、小クラスでクラスがえがえがえがないということの問題というのを、もっときちんと考えなければ、集団教育というのはやはり混ぜ合わせて多様な人間が会って、そして人と人との違いがわかり、それでいいのだ、みんな違うけど私もいい、あなたもいいという、そういう感覚を育てていくのが学校だろうと思いますので、そういう意味で小規模校というの問題というのが余り軽視しないで考えていけたらいいかなと思います。

それから、あちこち話がいきましたけれども、私はずっと社会教育をやっていたので、社会教育の持つ力というのをもう一回きちんと考え直してほしいと思います。今、職員というのが非常に、職員の交流という動かすということは別に悪いことではないでしょうけれども、余りにも何も知らない人が来てしまっている。職員も行政の方に立ってしまって、そして市民が何かをしたい、パートナーシップを組んで何かやってくださいと言いましても、余りにも微力な人がそこにいたのでは本当に頼りにならない。ある意味ではパートナーシップを組む上で、本当に役割を分担できる専門職というのがそこにいてほしいと思います。

こんなことでよろしいでしょうか。

大西委員長

ありがとうございました。それでは、皆さんご自由にご発言いただきたいと思います。

中村委員

何か広範囲過ぎて意見が言えるのかどうかよくわかってないのですけれども。

大西委員長

特定のポイントでも結構です。

中村委員

幾つかあるのですけれども、まず次世代を担う子どもの総合的な育成環境に関して、1ページの家庭教育の子育て支援体制の構築、ここに施設のことを書いてあるのですけれども、施設のこと以上に情報の共有化というのが重要になる要素を持っている、保健所に行

ってこども文化センターの情報を知り、民間の情報というのは得られないのですよね。その施設が使えるということよりも、総合的に情報がどこへ行っても同じ情報が得られるような仕組みというのが必要ではないかと、ふだんから考えているところで、情報の、本当に共有、今、情報公開とか情報提供という言葉よりも、もうはるかに進んだ共有という意識を持って進んでほしいと思います。今、窓口に行っても必要になりそうな情報をどんどん出すということではなくて、要求された情報を出すという形になるので、もう少し広く情報を出すという、情報共有するということが、特にこの子育てに関しては孤立化しやすいので、必要ではないかと思っております。

それから、これはここで議論すべきことではないのかもしれないのですが、こども文化センターと、一方では市民活動でどんどん使ってくださいと言って、ここでは子育てで使ってくださいと言っているの、これはどういうふうに今後すみ分けをするのか、そういうところに少し疑問を感じたのと、それからこども文化センターというのは、憩いの家と施設が兼ねているというところがあるのですけれども、施設全体としてどう考えるか、高齢者の方とそれから子供の方を含めて、先ほどの地域で子供を育てるという観点に立ったときに、施設の総合化というのは視点として必要ではないかと感じました。

それから、教育のところに関しては柴田委員と非常に意見が合致するものがたくさんあるのでそこは、私はあえて強調したい部分を幾つか述べたいのですが、生涯学習というのでできる環境になっていない。学校教育が終わったら教育は基本的に終わってしまっている。その後は意識のある人がみずから学ぶということになっているのですけれども、実際、そのような状況ですと、特に例えば高齢になっても数十年間、社会に関する知識が欠如している状態で突然社会に戻るための教育、そういうことを容易にやれるものではないと思うので、やはり学校と地域がもっと密接にかかわりを持ち、夜間でも学校に行けば何らかの教育を受けるようなシステムが必要ではないかと。夜間、それから休日、これは活動する市民、みずから勉強したい市民だけではなく、広くいろいろな市民が自由に行ける場所、自由に学べる場所ということで、学校を考えるべきではないか、学校をそのようにとらえると先ほどから出ている小地域というのは、学校への帰着性を何らかの方法でつくらなければいけないのだと思うのですけれども、その意味では教育というのは非常に大事な観点ではないかと思えます。

それから、教育全般的な感覚として、人権にかかる部分というのには言葉としてキーワードとして余り見えてきていないのですが、実際、川崎市でも新聞ざたになるような人権

の問題というのがあるわけで、そこを今後どう改善していくか、職員の教育の問題だから、ここで論じるべきものではないのかもしれないのですけれども、とても大切なことだと考えています。

それと後、最後に教育プランの中にもう少し他文化対応の視点での意見がなぜか入っていないので、これは川崎市には外国人教育基本方針というのがあるのですけれども、それが社会教育の場でも普及しようとしているのですが普及されていないので、それも訴求すべきではないかということと、後は例えばこういう資料でも教育委員会だけはルビを振ってくれたらいいのではないかなと思いました。

以上です。

大西委員長

ほかにご意見ありますか。教育問題はみんな自分で体験してきたので、それぞれ語れるということ、反省を込めて語れるということかもしれませんけれども。反省していない人もいるかもしれません。いかがでしょうか。

辻副委員長

大きく教育のことと、それから子育てのことがあったので、それぞれのことについて3点ずつお伺いしたいのですが、まず1点、次代を担う子どもの総合的な育成環境の整備ということに関しまして、この1ページに図が書かれていまして、この図は私は非常によくできているのではないかと思うのです。今までやってきたことと、それから今後重点をおきたいところというのを非常に的確に表現してもらっているのではないかと思うのです。これを前提に、4ページのところに現在の子育て関連施策体系図とあるわけですよ。これは各局とそれぞれ4つの分野に分けていっているのですが、この二つの図を照らし合わせてみた場合に、この4ページのところでいうと、今後10年間でどこが課題でどこを強化していくなり、どこを変えていくというふうなイメージで考えるのが今回、1ページ目を出したこの理念の図ですね、これに即して政策を具体化するとどういう形になるのかというのをお聞きしたいというのが1点です。

それから2点目として、これは柴田委員の方からも提起されましたが、やっぱり子どもの視点ですね、子どもの視点ということは非常に重要なことだと思うのですが、この子どもの視点を実際に施策や政策の中で具体的に考えていくような指標という言い過ぎです

けれども、何かもうちょっと具体的なメルクマールがないと、心構えとしては皆さん考えておられると思うのですけれども、なかなかもう一步前へ行かないような感じがするのですよね。となると、この子どもの視点に基づく人を育て心を育むというような今回の施策の中で、何か工夫できる余地があるのかどうなのかというのが2点目です。

それから、今年金問題でも随分騒がれていますが、出生率の話があって、7ページのところに川崎市と全国で比べた合計特殊出生率の推移を見ていまして、これを見ると要因はよくわかりませんが、全国が下がってきているのか、前よりは全国と川崎の差がなくなってきて、全国も川崎並みに落ちてきて、これがわかるのですが、一応これは絶対達成しなければだめな目標ではないのですが、先進国などを見ても1.3のところは2.2に上がったりしてないのですけれども、1.7とか1.6とか1.5とか、そのくらいには増加しているところもあるわけですね。これは行政として義務として達成しなければならない目標というのとはちょっと違うのですが、この合計特殊出生率の向上や何かに向けて、少し何かアイデアなり考えなり、そういうようなものを少し、夢を育てると計画ですから何かそういうものがあったてもいいのではないかという感じがするのですが、今後10年間の見通しも含めて、今の事務局としてはどのようなお考えでおられるのかというのをお聞きしたいというのが3点目です。

それから、学校については私、多分今度の総合計画の中では、学校教育、このところがやっぱり一番激震、激動だと思うのですね。それは単に教育が一番重要だということもさることながら、指定都市においてこの教育をめぐる環境がやっぱりこの10年間恐らく激変するのではないかと。1点目にお伺いしたいのは、今、三位一体の改革がどうなるかわかりませんが、多分、義務教育の補助金の相当の部分が一般財源に振りかわると同時に、指定都市に関しては今まで県で持っていた分が指定都市に変わってくるというのがすぐ現実にくるわけですね。多分この10年間は、新たにくる県費負担教職員問題を何とかしていくというのが非常に大きな課題になるのではないかと思います。私は神奈川県の方のお仕事もしているのですが、神奈川県的に言うと、私が1人で思っているのかもしれませんが、県費教職員負担金がなくなって、ラッキーとまでは言いませんけれども、かなりの負の部分指定都市に行くのではないかとこのことを言う人もいます。となると、指定都市にとってはやっかいな問題かもしれませんが、同時に今まで以上にやりがいのある課題でもあると思うのです。この県費対象職員、三位一体の改革の中で、この川崎の教育というのを10年間、どのような示唆というのか展開ということで考えておられるかと

というのが1点です。

それから2点目に、今回、出された中で地域に根差して開かれた特色ある学校、これはキータムだと思います。今の報告から言っても区ごとにきめこまやかに学校教育をやっていこうというのは、多分大方の人が認める正しい方向ではないかと思うのです。ただ、この場合の地域に根差し開かれたというのは、実質的に何を意味するのかというのは、いま私よくわからないところがあるのです。というのは、農民社会では言えませんので、川崎区に生まれて川崎区に育って、そのまま川崎区でお墓を構えるというのは、もうそんなないわけですね。多くの方はたまたま川崎に生まれて、世界に向かって仕事をしたり、一時川崎で過ごして、またどこか東京に行ったり、こういうような非常に交流性の高いところにおいて、学校教育を起点に考えても、みんなと同じように高校の入試を受け、さらには大学の入試を受けて、世界の中で活躍していくと、こういった場合に内容として地域に根差し開かれたということで、何を一番強調したいのかということです。

一方で求められている基礎体力の向上とか、基礎学力の向上とか、こういうような問題と地域に根差した開かれたということがどういう関係にあるかというのが2点目です。

それから3点目に、これはちょっと私自身もよく整理できないのですが、今回の資料の中にも一部多様化とか、学校選択制とか、こういうことが入っているわけですが、多様化とか選択性を考えていったら、学校の適正規模とか適正配置について、今までと同じように、がみがみとと言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、これまでの適正規模とか適正配置と考え方が変わってきてもいいのではないかという感じもするのですよね。郡部のそれこそ過疎の町村で見ると、複式学級をやっていたりするケースが出てきて、複式学級とかがあるとこれはやっぱりいろいろ問題があると。明らかに学力上も不利ですという問題があるのだけれども、学校がある程度、選択制になったり多様化していった場合の適正規模とか、適正配置の考え方ですね。これについてどうやって整理されているのかと、考えておられるのかと。この点についてお伺いしたいのですが。

大西委員長

たくさんありましたけれども、いかがでしょうか。

健康福祉局長

次世代育成に向けた体制強化という項目と、資料の子育て体系図の3局におけるこの辺

の関連がどうなるかということですが、10年スパンの長い今後の展開の中では、例えば子育てを含めた児童関係の事業等も含めて、一元的な組織で対応というような方向性ももちろん考えられると思うのですが、当面、この総合計画の中では10年スパンのほかに、3カ年で重点的に、3カ年でどのような方向性を持っていくかというのが課題もございませう。その中ではまず今まで子どもたちの支援とか、子どもたちの施策の展開が3局に分かれて行われていたと。

ですから、先ほど情報の問題について、情報共有が今大変重要ではないかといった場合でも、今までですと子育ての問題について、それぞれ自分が属しているところで、保育園でしたら保育園、幼稚園は幼稚園、あるいは子文なら子文、学校なら学校というような形で、それぞれ自分が帰属しているところの情報が出てきたきらいがあったわけです。このように実際に子育ての環境が非常に厳しくなっている。出生率も落ちてきているというような状況の中で、まずは行政組織として、例えば情報の提供問題についても総合的、一元的に情報を提供できるような組織体制を考えるべきだろうということで、体制強化の問題についても従来のように縦割りで、あるいは帰属する組織で情報だけ流れていくということではなくて、情報等についてもまずは組織的に統合的に把握できるような体制が必要だろう。これでまずは本庁組織として行政内部の、例えば健康福祉局、市民局、教育委員会、これらを単純にという意味ではなくて、これらの3局に分かれている子どもの子育ての内容等を含めて、どう統合的な推進のための組織をつくることができるか。と同時に、基本的には市民の方々は身近な地域で情報を得たいというのがありますので、区役所にいわゆる先ほど言いました分権の問題も含めて、区役所の機能強化、権限強化、それとも絡めて、いわゆる区役所の中で必要な子育ての情報が一元的に得られるような、そういう意味で本庁内部の行政組織の再編の問題と、区役所における子育て支援の推進の方策を考えて、これは即、この表で出ている三つの事業が一元的に整理されるということではないと思います。それはもう長年培われてきた組織と事業の展開がありますので、即一緒にしても決して効果的でもございませぬので。ただ、情報の共有、それから施策展開とか、企画の共有、同一の次元でできるような組織体制にしていこうということかと思ひます。

それから、出生率の向上の問題、これはちょっと私のところでどうこうということで、夢のような施策というのはなかなか考えられないのですけれども、今国の方でも言っておりますのは、この出生率の問題については一つの方策によって目に見えるように上がっていくものではないと。例えば、では児童手当をふやせば出生率が上がるかとか、保育園と

か幼稚園とか、そのような施設の整備をすれば上がるか、あるいはここで言っている、いろいろな意味で子育てに対する情報をどんどん提供していけば共有すれば上がるかという問題ではなくて、極めて現代的な、総合的ないろいろな要因の中で、経済的な問題もあるでしょうし、子育ての環境もあるでしょうし、あるいは自らの生きがいといいますか、どう生きていくかという価値観の問題もあるでしょうし、そういう中で出てきていることだと思っております。その中で私たちとしては子育ての環境として、例えば仕事と育児と家庭が両立しやすいような育児環境、子育て環境をどうつくっていくかという点で、せめて行政的に展開できる点は展開していこうと、このように考えております。

教育長

教育の方ですが、三位一体の改革のお話でございましたが、現在、教職員、県費職員につきましては、人事評価も県の方で行っていますし、定数の配置も県で行っているわけでございます。本市の方に税源移譲とともに権限も移譲された場合には、本市の子どもたちをどう教育するかということすべて担うわけでございますので、やはり質の高い教育がより一層行われなければいけないというふうに思っております。その中で定数をどういうふうに考えていくのか、また人事評価をどのように考えて、そして教職員の質をどう高めていくかということで施策を考えなければいけないと思っております。

必ずしも40人でなく定数が、35人、あるいは30人というような数字にできるかどうかわかりませんが、子どもの競争意識を生み出すことではなく、子どもたちが自らが学ぶというような質のよい学びの構造をどういうふうな仕組みとしてつくっていくかというのが行政の課題になるのではないかというふうに思っております。

それから、地域とともに教育をすることや、学校を開くということがどういうふうに学校をよりよくしていくかということなのですが、現在、地域教育会議や学校教育推進会議などがございまして、学校の取り組み、あるいは学校の運営について地域の方に説明をし、それを今後は学校評価をしていきますが、今まではどちらかというと学校の計画など説明をして理解を求めただけであったのですが、今度は学校評価の場合には説明をし、それに対してチェックをし、そして次年度への学校運営に意見を述べると。そういう中で、共同の作業がより深まっていくのではないかと。そこで初めてその地域に根差した教育ができますし、その学校の信頼、あるいは信託が得られれば、本市での教育が他都市へ行ったり、あるいはもちろんそれもよろしいのですが、信頼関係の中で安定し本市の中で子育てがで

き、それがまたよりよくなっていくのではないかと思います。そういうことによって、また地域の教育力も高まっていくのではないかというふうに考えております。

それから適正規模と弾力化の件ですが、規模的には適正規模に配置しながら、その中でソフトの面で、どのように学校が裁量権を発揮し弾力化を図っていくかという考えです。自然消滅的に競争をする中で、学校自由選択の方向にしながら選択をするという方式は、本市においてはいろいろ考えたときに非常に難しいのではないかと。むしろ、適正規模を配置をすることによって、その中で学校運営を弾力的に、あるいはいろいろな意味の個性的な特色ある学校づくりをするのがいいのではないかと。小規模校におきましては、枠がなくなかなかそういうような裁量を得られないのではないかとということで考えているところです。

大西委員長

ほかにご意見、そろそろ時間が迫ってきましたが、よろしいですか。

村田委員

資料2の1ページの右下のところに、市民参画のところ、一番右の下から4番目のところに、寄付文化の醸成という言葉があります。ちょっとびっくりしてしまったのですが、寄付というのは市民が公共という問題に目覚めるための、目覚めたことの大きな要素なので、何だかのまちづくり、まちづくりといろいろあるようですけれども、その中の全部についてこの寄付文化というのは醸成を図られるべきだと思うのですよね。だから、そういうのが入っていないのか入っているのか知りませんが、たまたま今、情操教育が軽視というわけではないでしょうけれども、国の方からも美術関係の時間を減らすということで圧迫というか、軽視というか、そういうふうな風潮がある中で、アメリカの場合も同じような、相当な圧迫がきているのだと。私直接知りませんが、それはアメリカの人から聞いたのですけれども。それに対して、それでいいのかということで、今、市民が、民間の力でそれをカバーしようということでいろいろな運動が出てきている。それから美術館も、アメリカの美術館というのはいわゆる寄付で大半が賄われている。つまり、公立というのはナショナルギャラリーしかなくて、あとはいわゆる市民の力、零細な学生の寄付から世界をリードするような大きな企業の寄付。そういうことはお話ししたかもしれませんが、メトロポリタンを十二、三集めれば文化庁予算になってしまうような、それ

ぐらいアメリカ国民が支えている。

だから、私は寄付文化の醸成というのは、これは老人介護とか何かの問題だけではなくて、基本的にまちづくりの部分ではないかと思しますので、川崎らしさというのは、ここにもありましたけれども、川崎らしさというのはやっぱりまだわからないのですが、川崎らしさは、例えば寄付文化の醸成が物すごい効果を上げる方針を出されたとか、計画を立てたとか、実行に移したとか、そういうふうになっていけば非常にユニークなまちづくりができるのではないかと思います。私は文化を担当していますので、寄付文化という何かいきなり寄付に文化がついてしまったので、ちょっとこういう造語はすばらしいのか、恐ろしいのか、よくわからないのですけれども。言葉遣いは十分注意していただきたい気持ちではありますが、同時に、やっぱり文化という力は確かにこういうところにまで及ぶので、川崎のまちづくり全体の中で寄付の問題も、公共に寄付をしたいという情操を醸成する方針をとっていただきたいと思うのです。

大西委員長

公共だけですかね、寄付する対象は。

村田委員

でも、この場合はまちづくりで…。

大西委員長

NPOでもいいし、公益的な組織もあり得ますね。

村田委員

そうですね。

大西委員長

税金を払っているのに、その上に寄付したいと思う人はいないのではないですか。

村田委員

いわゆる、パブリックというものの内容、言い方、あり方が、翻訳の仕方で向こうとは

大分違うのですよね。

大西委員長

日本では公共と公益と分けている。

村田委員

ええ、だからその辺を全部含めた意味で、パブリックという言葉を使った方がいいのかどうか知りません。パブリックと使うとまたあいまいになってしまうところが日本語というのがあるので、とにかく。

大西委員長

ご趣旨、わかりました。

大西委員長

よろしいですか。きょう二つの点について議論して、私、ちょっと個人的な感想というか、まとめにしては皆さんに申しわけないかもしれないけれども、申し上げて。ちょっと不満があります。両方のテーマですね。

最初の福祉の関係については、きょうは人生の初めと最後にわたる、真ん中を抜いたキセルの金具の部分についての議論ということなのですが、最初に出てきたのが終わりの方ですけれども、できればやっぱりここは安心して老後を送れるという、そういうことが充実しているというのに越したことはないと思うのですが、問題の核心はやはりまさに少子高齢化がもろに集約的にあらわれるところで、従来の負担とサービスの受益の関係が大きく変わるわけですから、従来型のサービスが提供できないということにも決定的な大きな問題があると思うのですね。で、変わらざるを得ないのだと。やっぱりそのところをきちんと整理をして、変えるにはどういう方向が一番いいのかというふうに説得をしていかないと、なかなか説得性がないのではないかと。要するに従来型のサービスそのものがよくなって、同じ金があったとしてもこういうふうにするべきだということであれば、従来のがいかにもひどかったかと。そういう面もあるというのが三浦先生のお話ですが、それだけではなくて、従来もそれなりに考え抜いてやったのだけれども、そういうサービスが継続できないということで、負担とサービスのあり方を変えるということが必要になって、

そういう流れの中でこういうことが起こっているということを中心にきちんと説明しないと、見方によってはサービスの低下につながる話というのがなかなかストレートに受けとめてもらえない可能性もあるので、そのところが非常に重要な点なので、きょうの話は全然お金が出てこないですが、それはきちんと整理する必要があるのではないかと。

それから、教育については、3ページに子育て施策のサービスメニューという非常に整理された、川崎市でこれだけやっているということが出てくるのですが、どうも何か義務的に与えられたパートを消化しているという、ちょっと失礼な言い方だけれど、感じがしないでもないのですよね。私はこれ全体として、次世代の人々を育てて社会の一員になってもらうという仕事であって、そうすると今は高校では終わらないと思うのですよね。その先の教育課程もあって、社会の一員になっていくわけですね。やっぱり学校の問題は自分でもそう感じるのですが、やっぱりモチベーションというか、何のために教育を受けているのかということはある程度の年齢から考え出して、そのところはきちんと位置づかないと、なかなか身が入らないということがあると思うのですね。

どうもやっぱり日本は大学のところがまだ非常に受験本位ですよね。さっき柴田さんのお話でオランダの例がありましたけれども、オランダがいいかどうかわかりませんが、オランダはたしか中学くらいからコースが分かれるのですよね。それで職業につくコースと大学に行くコースがかなり早い時期から分かれて、敗者復活などが途中であるようですけれども、ヨーロッパの国はかなりそうやって選別をあらかじめされていくと。敗者復活などがあるので、その選別そのものが必ずしも悪いわけではなくて、それはいずれ社会に出るとやっぱりそれぞれの適性に合った職業についていくわけでしょうから、それがどこまでくさび型で打ち込まれているのかという問題だということにとらえれば、早目にそれがくるというのが一つのやり方だと思うのですが、日本では余りそういうことが、むしろ逆にだんだんおくらそうとしているところがあって、それが余り教育に対して受ける側が身が入らないという問題につながっているのかなということで、もう少し自分たちが受けている教育をずっと経ていくと将来どうなるのかというのが見えていくという仕組みが要るのかなと。そうするとやっぱり高校の上のところ、実際にはいろいろ出てきて社会人になっていくのだろうと思うのですね。それはすべて税金でやる必要はもちろんないのだけれども、この全体の川崎市の子どもたちが将来どうなっていくかというコースが何となく見えて、自分たちはそれぞれの特性なり、あるいは希望に応じていろいろなコースが選択できるのだと。その一部は市域の中でも提供されるし、一部は市域の外へ出なければ

いけないかもしれないけれども、いろいろなコースがあって足りないところは市としても民間に奨励するとか、いろいろな格好で補って、いろいろなコースが選択できるようになるのだと。そういう全体像が示されていて、常に全体像の中で小学校とか中学校とか、特に中学、高校あたりが位置づいていくということが必要なのではないかなという気が、私個人としては非常にしていまして、何となくあるところだけ切り出してあって、そこをいかに充実させるかという、個別的最適解では物足りない感じがいたします。

その辺を少し、特に川崎は大学がないという問題も抱えているので、従来型の大学ではない高等教育機関をつくっていくというのも、そういう中から生まれてくるのかなという気もしていて、18歳以下を対象とするというのではなく、職業教育、生涯教育の問題もあると思いますが、もう少し長い目で人間をどうやって育てていくのかという視点から、この18歳以下のところも位置づけるということが言えるのではないかということを感じました。それは個人の感想であります。

それでは、時間になりましたので、最後に市長にまとめていただくのが恒例になっていきます。市長のご感想を伺いたいと思います。

阿部市長

大変広範囲に議論していただきまして、ありがとうございました。なかなか難しい問題があるなと思っております。

高齢化については、やっぱり今のままでいくと、施設に投資しすぎて、人員を傾けすぎて破産するだろうということなのですね。また、大西先生おっしゃったように、待機者がいつまでたってもなくならないというような中で、在宅を中心にして介護保険制度をうまく運用するというやり方になるのですけれども、どうしても待機者がこんなにいるではないかという批判を受けるわけですね。ある意味では、特別養護老人ホームというのは終末ケアに近いところがあって、相当限定していいのだろうとは思いますが、なかなかそう簡単に転換できないところがあるわけです。しかし、団地などの場合に、あるいは新しくつくる住宅団地の場合には、ケアつきとか、あるいは部分的に短期間滞在したり、そういった施設を団地の中に組み込んでやっていくことによって、今までとは違ったものができてくるのだろうと思うのです。在宅と施設の中間的な発想は古いというぐあいに三浦先生はおっしゃったのですが、実はその部分をもう少し充実させて、段階的に幾つかの種類を組み込んでいかないといけない。しかも、民間ベースでそれが成り立つよ

うな、そういう仕組みをつくっていかないといけないという情勢になってきているのではないかと思うのですね。今、慶応大学の島田晴雄先生のあんしんハウスというのに取り組んで、本格的にやっ払いこうということを考えて今進めておりまして、その辺がどういふぐあいになっていくのか、ちょっと時間がかかるだろうと思うのですけれども、方向としてはそういう方向に向かっているということです。

それから、ノーマライゼーションについては、これまた難しいのですけれども、日本アビリティーズが活動拠点を今度川崎に持ってくるということで、身障者が働いて自立するという動きなのです。これは革命的な動きでして、こういったものがもう少し広がって、今の地域作業所みたいなものと比べてはるかに独立性が高い、採算性の高いものになっていくわけで、そういう方向が少しずつ定着してくると、また変わるだろうと思うのです。と同時に、福祉機器類だとか福祉のシステムについて大変おくれておりますので、そういったものについても、例えば川崎市には技術を持った企業がたくさんあるものですから、産業面でそれをカバーするような仕組みをつくっていかないかという検討を進めているのですが、福祉を担当している人の間にそういう発想がほとんどないですね。いろいろな器具メーカーとか販売者がやってきて、展示すると喜んでそれを受け入れて、皆さんいかがですかとこうやるだけでして、自分たちのところで何が必要になって、これを川崎市で開発しようと思えばできるのだという発想になっていないので、そういった社会のシステムとして福祉機器の供給と需要とがうまく結びついていない。改善しようとする方向がはっきり見えていないというのは非常に残念ですけれども、これまた時間がかかるのですが、そういうことに取り組んでいかないといけないなと思っているところです。

それから、子育てについては、これもまた非常に難しいので、結局家庭で育てるか、保育に欠ければ保育所に預けて面倒を見てもらって、あるいは保育に欠けないまでも、日中教育を兼ねて預かってもらうというので幼稚園だとか、そういったもの、それだけで足りなくて、今度はお母さん同士が集まって、お互いにだれかが用事があってもお互いに助け合いながらできるような仕組みだとか、それぞれいろいろな工夫をしながら子供を育てているのですけれども、行政としてどこまでやるべきかという問題があるように思うのですね。実際に児童虐待の問題だとか、学校におけるいじめだとか、そういった問題になると、かなり先生や関係の人たちが踏み込んでお世話をしていかないといけないというので、こういう問題が非常にふえてきているのですけれども、正直言って今の段階でどうしようもない問題になってきているわけですね。問題として解決しないといけないのですけれども、

これがまた大変なこととして、しかもそれは全体の数から言うと少ないわけですね。少ないのだけれども、手間暇はうんとかかるといふ分野でありますので、なかなか容易ではないなということで、行政としてどこまで踏み込んで、どこまでお世話をすれば足りるのか。特に少子化の問題になると、行政がどこまで介入して子供がたくさん生まれるようにしていけばいいのかというのは、非常に難しいですね。児童手当みたいなものをふやすとか、あるいは子供の医療費の補助なんかも確かに効果があるのだろうとは思いますが、どこかの国みたいに独身でも子供をどんどん産めばなんていうような、そういうわけにもいかないし、なかなか難しい問題だと思います。

学校教育については、魅力あふれる特色ある学校となるためにというところで整理されているのは、かなりよく書いてあるように私は思っておりますね、正直言って小学校、中学校からその先、県立の高等学校、市立の高等学校、私立の高等学校は周辺にたくさんあるわけですし、そういうぐあいに進む人もおりますし、職業教育を受けていく人もおりますし、川崎の子供たちがどういう方向に育ててもらいたいかということをはっきりとするとするのは非常に難しく、そもそも日本で生まれ育つ子供がどういう子供になってほしいかというビジョンがはっきりしておりませんし、古くて新しい問題ですね。基本的に子供というのはどう育てべきかというのをもう一回見直していかないといけない時期に来ているように思うのですが、ただ、ここで書いてあるような読書の町だとか音楽の町とか、子供サイエンスだとか、豊かな体験、これはやり方次第でして、川崎の子供たちというのは意外とというか、科学技術の探究心が旺盛で、神奈川県の中でコンクールをやったりすると上位を独占するところがありまして、これはやはり川崎らしさなのだろうと思うのです。川崎に、近くにそういった科学技術とかものづくりをやっている企業がたくさんあって、そういうところに勤めている人たちもたくさんおりますので、見様見真似でそういうぐあいにやってきているということがあつたのですけれども、そういったものをもう少し周りの環境に合わせて育てていくようにして、それぞれ子供がみずから育て伸びていくような道しるべをつくっていくことが非常にいいのではないかなと思うのです。私は教育にちょっと余分な手間のかけ過ぎではないかなと思っておりますので、もう少し子供を放任するような教育の方が全体としては将来のためにいいのではないかなと、私は個人的に思っているところです。

それから、学校開放は土曜・日曜、先生方が出てきて地域の方々と一生懸命頑張っていて苦労しているような実態でして、それはやらない人は全然やらないと、やる人は集中し

てやるということとして、結局学校の管理そのものに問題がありまして、地域社会の人たちが学校を管理できるようになってくると、さっき柴田委員がおっしゃったような形で、地域の人たちがしょっちゅう出入りして、そして子供の教育と知識が一体となったものができるのだと思うのですが、その仕組みを早くつくらないといけないと思っています。例えば地域社会で、例えば中学校区単位ぐらいで、いろいろな経験を持った中高年者が川崎市にはいますからね、そういう人たちにNPO法人をつくってもらって、そういう人たちに管理をしてもらって、地域で管理をしてもらおうと、歩いて10分とか15分とかのところに皆さんお住まいですからね、夜でも管理できるということになって、今のままだと相当遠くから通ってきているということになるし、土曜・日曜とか、こういうことになりますので、学校開放以前の基本的な管理の問題で行き詰っている状態だと思います。そういうところから地域の資源として非常にもったいないわけですし、生涯学習にも使ったらいいでしょうし、しょっちゅう使っていればいいわけですね。それ自体が防犯活動になるだろうと思うのですが、そういった方向づけがきちんとできないかなと思って、教育委員会でも検討してもらっている最中でございます。

ちょっと長くなりましたけれども、そんなようなことを思っているところでございます。今後ともまたご議論いただければありがたいと、そう思っています。どうもありがとうございました。

大西委員長

どうもありがとうございました。それでは特に皆さんからご発言がなければ、きょうはここまでにしたいと思います。

今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

企画調整課長

どうもありがとうございました。今後の日程でございますが、7月6日来週の火曜日でございますけれども、6時からこのいさご会館でお願いをしたいと思っております。テーマといたしましては、地域の魅力が輝く自治と風格のまちづくりといういわゆる6つ目の基本政策の体系がございますけれども、それを先般魅力の部分で多摩川を題材にご議論いただきましたが、自治の部分はまだご議論いただいておりませんので、そこをテーマにさせていただくと、この間、きょうも含めまして3回基本政策についてご議論をいただ

いておりますので、その3回のまとめ的なことを議題にさせていただければというふうに思っております。

それから次の7月14日でございますけれども、これは市民会議との合同会議をお願いしたいと思っております、時刻は夜の6時半から、会場が市の中央部ということで中原区役所をお願いしたいと思っております、ご案内をお渡ししておりますけれども、まだ着いてないかもしれませんが、案内図も一緒に入れていただいておりますので、よろしく願いいたします。それから以前に、7月28日のやはり夜、策定委員会ということで委員の皆様にご日程を確保していただいているかと思うのですが、28日につきましては別の日に再度日程を調整させていただきたいと思っておりますので、28日につきましてはキャンセルをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

大西委員長

どうもきょうは、ありがとうございました。